

韓国知的財産ニュース 2018年3月後期

(No. 363)

発行年月日：2018年4月2日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【議員立法】特許法一部改正案／商標法一部改正案／デザイン保護法一部改正案の立法予告
- 1-2 【議員立法】特許法一部改正案の立法予告
- 1-3 【議員立法】特許法一部改正案の立法予告
- 1-4 今年から毎年5月、大企業集団が徴収した商標権使用料の内訳を公開

関係機関の動き

- 2-1 第13回大学院（生）知的財産優秀論文公募展参加申請受付を開始
- 2-2 特許庁、出願・登録・国際出願統合説明会を開催
- 2-3 第4次産業革命時代のリーダー、青少年発明記者団を募集
- 2-4 特許庁、知的財産権で「新南方政策」に本格的にエンジンをかける
- 2-5 オ・セジュン氏が新大韓弁理士会長に就任

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、生理用品の特許虚偽表示11件を摘発

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 海外商標ブローカーによる無断先取りに対応する早期警報システムの稼働を拡大する
- 4-2 特許庁、「2018 D2B デザインフェア」大会を発表
- 4-3 国際デザイン出願件数でサムスン、LGが世界1、2位
- 4-4 共同防護標章で韓国の正規ブランドに関する識別力を強化
- 4-5 商標出願に「ワークライフバランス」ブーム

その他一般

- 5-1 次世代ディスプレイ、マイクロ LED
- 5-2 ブロックチェーン、中核・標準特許の確保が急務
- 5-3 PM2.5 がもたらしたマスク全盛時代

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正案／商標法一部改正案／デザイン保護法一部改正案の立法予告 議案情報システム (2018.3.15)

- ・提案者：共に民主党のホン・イラク（洪宜洛）議員外 9 人
- ・立法予告期間：2018.03.19~03.28

<提案理由および主要内容>

訴訟中心の知的財産権紛争解決は高費用と長時間が必要とされ、中小企業などにとっては大きい負担となっている。審判で調停制度を活用することが効果的であるが、現行制度では不十分である。

審判段階で調停制度を利用すれば、訴訟前に紛争を早期解決でき、侵害訴訟が結びついた場合は訴訟まで終結することができるが、現在は「審判 - 調停連携制度」なしに紛争当事者の申請によってのみ産業財産権紛争調停委員会の調停手続きが進んでいる。

そこで資金力不足の中小・ベンチャー企業が新しい紛争解決手段によって、紛争を早期に解決できるように審判 - 調停連携制度を導入する必要がある。

これに対し、審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託することができる根拠を作り（案第 164 条の 2（特許法）、案第 151 条の 2（商標法）、案 152 条の 2（デザイン法）新設）、この場合、審判事件の記録を調停委員会に付託することができる根拠を作るためである。（案第 217 条第 1 項第 1 号の 2（特許法）、案第 216 条第 1 項第 4 号（商標法）、案第 207 条第 1 項第 4 号（デザイン法）新設）

また、審判手続で主張・証拠の提出時期に制限がないため審理が遅れる問題が頻繁に発生しているが、紛争期間が長期化するほど資金力が不足した中小・ベンチャー企業にとっては不利になるため、新しい主張・証拠の提出時期を審判長が指定し、遅れて提出した証拠などは却下できる法的根拠も作るためである。（案第 158 条の 2（特許法）、案第 145 条の 2（商標法）、案第 146 条の 2（デザイン法）新設）

- ・意見提出：ソウル市永登浦区議事堂大路 1（汝矣島洞） 産業通商資源中小ベンチャ

一企業委員会 FAX:02-788-3362

http://pal.assembly.go.kr/law/readView.do?lgsItpaId=PRC_E1Z8S0S3Q1X5T1F0P2E803L1D5Z1K6

1-2 特許法一部改正案の立法予告

議案情報システム (2018. 3. 15)

- ・提案者：共に民主党ソン・キホン（宋基憲）議員外 12 人
- ・立法予告期間：2018. 03. 19~03. 28

<提案理由および主要内容>

特許紛争の内容が複雑化・高度化する中、審判の専門性を確保するために専門家が協力する必要性が増している。特に、第4次産業革命時代の速い技術変化に対応し、一部先端技術分野に対しては審判官の専門性を補完する必要がある。

現在裁判所は、建築、医療、知的財産権など、紛争解決のために専門的な知識と経験を必要とする事件を審理する際、裁判所の外部から関連分野の専門家が専門審理委員として参加するようにし、迅速な審理に寄与している。

これに対し、特許審判事件に専門審理委員が参加できる根拠を作るためである。（案第154条の2新設）

意見提出：ソウル市永登浦区議事堂大路 1（汝矣島洞）産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 FAX:02-788-3362

http://pal.assembly.go.kr/law/readView.do?lgsItpaId=PRC_T1P8B0L3N1J5S1P3V5Z8Q102Z6T2V9

1-3 特許法一部改正案の立法予告

議案情報システム (2018. 3. 22)

- ・提案者：共に民主党ホン・イラク（洪宜洛）議員外 11 人
- ・立法予告期間：2018. 03. 27~04. 05

<提案理由および主要内容>

現行法上、特許権者又は専用実施権者が、その特許権又は専用実施権の侵害を受けた時に適用される「侵害罪」に対しては、権利者の告訴がなければ該当罪を犯した者を起訴することができない「親告罪」と規定している。

しかし、親告罪の場合、「刑事訴訟法」第 230 条により、被害者が犯人を知った日から 6 カ月を経過すれば、告訴できないようにする「告訴期間」が法定されているため、

第一に、特許権者又は専用実施権者が、上記の告訴期間の制限（6 カ月）について熟知していない場合が少なくない、第二に、特許権を侵害したかどうかの判断が容易でないため、下手をすると告訴期間を徒過する恐れがあり、第三に、告訴期間を徒過しないために特許権侵害について多少不明な点があっても、とりあえず告訴を提起する濫告訴の恐れもある。

これに対し、「侵害罪」について現在の「親告罪」でなく、告訴期間の制限もない、告訴がなくても捜査開始と進行が可能で、万一、後ほど被害者が起訴を望まないという意思を表明しなければ起訴できない「反意思不罰罪」に変更することで、特許権者と専用実施権者の権利保護を強化するためである。（案第 225 条第 2 項）

・意見提出：ソウル市永登浦区議事堂大路 1（汝矣島洞）産業通商資源中小ベンチャー企業委員会 FAX:02-788-3362

http://pal.assembly.go.kr/law/readView.do?lgsItpaId=PRC_N1X8TOP3S2Y2C1W1I3K5G0G707A8N6

1-4 今年から毎年 5 月、大企業集団が徴収した商標権使用料の内訳を公開

韓国公正取引委員会（2018. 3. 29）

公正取引委員会（以下、公取）は 3 月 28 日の全員会議で「公示対象となる企業集団所属会社における重要事項公示等に関する規定」（以下、公示規定）の改正案を議決した。これにより、資産規模 5 兆ウォン以上の企業集団所属会社は、今年から毎年 5 月 31 日までに前年度の系列会社との商標権使用の取引内容を公示しなければならない。

<改正背景>

これまで大企業集団が徴収した商標権使用料について、企業トップ一家か私益として騙し取る恐れがあると指摘されてきた。そこで実態点検を行った結果、その規模が 1 兆ウォンに迫るにもかかわらず、市場に公開される情報は非常に不十分であった。

商標権使用料による収入は、2014 年度の 17 集団 8,655 億ウォンから 2016 年度には 20 集団 9,314 億ウォンへと増加していることが明らかになった。

一方、系列 277 社が支払った内訳中、公示対象とならない場合が 67.1%（186 社）に達しており、公示対象となる場合も使用料算定方式など、細部内訳を公示した会社は 11.9%（33 社）に過ぎなかった。

<主な内容>

公示規定に系列会社間の商標権使用の取引内容を、企業集団の現状に関する公示義務事項として新設し、公示対象となる企業集団所属会社の商標権使用料の取引内容を詳細に公示するように義務付けた。これにより、公示対象となる企業集団所属会社は、毎年5月31日までに前年度の系列会社間の商標権使用の取引内容を公示しなければならない。(年1回)

今年5月1日から公示対象となる企業集団(資産総額5兆ウォン以上の企業集団)に新規指定される企業集団所属会社も公示しなければならない。また、商標権使用料を徴収する会社だけでなく、支払う会社も商標権使用の取引内容を公示しなければならない。

公示項目には支給会社、受取会社、対象商標権、使用期間、年間使用料の取引金額、使用料算定方式などがある。

取引規模と関係なく、系列会社との全ての商標権使用料の取引内容を公示しなければならない。これまで一部の会社では商標権使用料を商品・用役取引と認識し、一定の規模(売上高の5%、又は50億ウォン)以下の使用料については公示しない場合があった。

しかし、今回の改正で系列会社間の商標権使用の取引内容を公示規定第4条第1項第4号に「チャ目」を新設し、商標権はその他の資産中、無形資産であり、使用料の授受は無形資産の取引(売買のみならず、賃貸、使用許諾も含む)であることを明確に規定した。

従って商品・用役取引に適用される取引規模の要件は、商標権使用の取引には適用されず、全ての商標権使用の取引内容を公示しなければならない。

<期待効果・今後の計画>

今回の公示改正により、企業集団内の商標権使用料の詳細が一目瞭然に公開となり、企業集団間および企業集団内の系列会社間の使用料を比較することができる見通しである。

公示された情報から企業トップがある企業集団と企業トップがない企業集団間、同種業界間、同じ集団の系列会社間などの様々な基準で使用料の規模や算定方式も比較できるようになる。

正確な情報や客観的な比較に基づき、企業集団が商標権使用料を徴収することに対する市場と利害関係者の自主的な監視が厳しくなるとみられる。

公取は商標権使用料の公示に関する実態点検を毎年行うと同時に、徴収の詳細を公開する予定である。その結果、私益を騙し取った疑惑が明らかになった場合は、公正取引法も適用していく方針である。

関係機関の動き

2-1 第13回大学院（生）知的財産優秀論文公募展参加申請受付を開始

韓国特許庁（2018.3.19）

- 受賞者には海外研修、韓国知識財産研究院でのインターンシップの機会を提供 -

韓国特許庁が主催し、韓国知識財産研究院が主管する「第13回大学（院）生の知的財産優秀論文公募展」が3月19日（月曜）から参加申込受付を開始する。

この公募展は、知的財産に対する大学（院）生の研究意欲を高めるとともに、知的財産分野の研究人材を発掘するために2006年から始まった。

歴代受賞者は、知的財産関連の専門機関に就職（韓国知識財産研究院、著作権委員会など19人）、又は学位課程に進学（法科大学院などで修士・博士課程7人）するなど、さまざまな分野で活躍している。

著作権を除く知的財産関連の自由なテーマ（*）で公募でき、大学生部門と大学院生部門に分け、各部門別で4組（**）、計8組を表彰する。

*第4次産業革命（モノのインターネット、人工知能、ビッグデータなど）、技術移転、技術事業化、中小企業、知財経営、模倣品、国防技術、医薬、伝統的知識、国際条約（FTAなど）、貿易、租税、不正競争防止法、標準特許などの知的財産政策・研究関連

**最優秀賞（産業通商資源部長官賞、賞金200万ウォン）1組、優秀賞（特許庁長賞、賞金100万ウォン）1組、奨励賞（韓国知識財産研究院長賞、賞金50万円）2組

受賞者には韓国知識財産研究院でインターンとして働く機会と、応募時に加点などの利点が与えられる。また、世界知的所有権機関（WIPO）、欧州連合知的財産庁などを訪問する海外研修と韓国特許庁、特許法院などを訪問する研修の機会も提供される予定である。

3月19日から7月31日まで韓国知識財産研究院ホームページで申込可能である。論文受付は8月1日から16日までとなっており、授賞式は10月中に行われる予定である。

詳細については韓国知識財産研究院ホームページ（www.kiip.re.kr）、又は公募展事業担当者（02-2189-2631、yes@kiip.re.kr）までお問い合わせを。

- 特許顧客の便宜を図るために出願・登録案内および関連分野の情報サービスを提供 -

韓国特許庁は、一般人、企業の特許管理担当者および弁理士業界の従事者などを対象にし、知的財産権の簡単かつ迅速な権利確保を支援するために、3月27日（火曜）午後1時30分からソウル市江南区にある韓国知識財産センター19階の大会議室で「出願・登録制度に関する合同説明会」を開催すると明らかにした。

今回の説明会では個人出願人、企業、弁理士業界の実務者が第4次産業革命など、国内外の知的財産権を取り巻く環境の変化に一早く対応できるよう、出願および登録関連の法制度の変更事項、特許路を利用した電子出願書の作成に係る主要手続きなどの情報を提供する予定である。

主な内容としては、国内で出願・登録する時に出願人がよく間違える方式審査分野についての案内、マドリッド制度、ハーグ制度の理解、PCT制度の理解およびePCTの活用、特許路を利用した電子出願制度の理解、下半期に施行する予定のXML変換ウェブサービスの紹介やデモンストレーションなどがある。

該当分野の専門家が主題発表を行い、その後、質疑応答の時間を設ける。

*マドリッド国際出願：一つの商標出願書でマドリッド協定に加入した複数の国に出願した効果を付与する制度（2017.11月時点、100の締約国が加入）

*ハーグ国際出願：一つのデザイン出願書でハーグ協定に加入した複数の国に出願した効果を付与する制度（2017年11月時点、52の締約国が加入）

*PCT (Patent Cooperation Treaty) 国際出願：一つの特許出願書でPCT条約に加入した複数の国に出願した効果を付与する制度（2017.11月時点、152カ国が加入）

知能情報技術の発達と特許ネットユーザーの要求が多様化する中で、国民の利便性向上に向けて電子出願方式を改善するため、今回の説明会は特許顧客に実質的に役立つと見込まれる。

* ePCT：世界知的所有権機関（WIPO）の国際特許出願（PCT）システムで、オンライン上でPCT国際出願および中間書類提出、文書閲覧および出願履歴管理など、さまざまな機能を提供する

特許庁情報顧客支援局の局長は「革新的なアイデアと技術が国内外で迅速に権利化につながるよう、出願・登録関連制度を継続的に改善したい」とし、「強い知的財産の創出に

より韓国経済の革新成長を主導し、事業化の促進により新たな雇用が生まれる知的財産好循環のプラットフォームを構築できるように最善を尽くしていきたい」と述べた。

2-3 第4次産業革命時代のリーダー、青少年発明記者団を募集

韓国特許庁 (2018. 3. 21)

- 第15期の特許庁青少年発明記者団、3月22日から募集 -

韓国特許庁は、大韓民国の第4次産業革命時代をリードしていく青少年を、創造・融合型発明人材に育てるために、3月22日（木曜）から4月11日（水曜）まで第15期の青少年発明記者団を募集する。

2005年から運営されている青少年発明記者団は、全国の青少年が発明と科学に関する取材活動や記事作成を行うことで、創造性や批判的思考、コミュニケーション能力、協調性などを養うために運営されている。これまで3万7千人の発明記者を輩出した韓国最大規模の青少年記者団である。

青少年発明記者団に選抜された青少年は、今年5月から来年4月までの1年間活動する。記者団フェスティバル、発明キャンプなどの体験活動への参加をはじめ、発明関連の博物館や企業、各種博覧会などで、四半期ごとに取材活動を自主的に行う。

青少年発明記者団に選定されると、記者任命状、記者名刺、記者証が与えられる。また、四半期ごとに発明および科学関連の取材活動に無料で参加し、活動期間と実績を踏まえて昇給することもできる。さらに、作成した記事の審査を経て四半期の優秀な記者や今年の発明記者に選定されると、受賞の栄に浴することもできる。校長が青少年発明記者団の活動をサークル活動として認めれば、教員が児童生徒の学校生活について記録する「生活記録簿」の特記事項欄に記載可能となる。

今回選抜された発明記者団の発足式は、5月に開催される青少年発明記者団フェスティバルで行われる予定である。記者団フェスティバルでは記者団の発足式に加え、優秀な記者への表彰式、名誉記者委嘱式、CBS（放送局）「世の中を変える時間、15分」と連携した専門家の講演などが行われる。

発明記者団への申請は、発明と知的財産に関心のある小中高校生や若者なら誰でも可能である。参加費はなく、参加申請は3月22日（木曜）から4月11日（水曜）までに国家知識財産教育ポータルの青少年eラーニングホームページ

<http://ipschool.ipacademy.net>）でできる。

特許庁教育企画課の課長は「青少年発明記者団の充実した運営や記者団の能力向上に向けた体験活動および取材活動を積極的に支援したい」とし、「青少年発明記者団は発明を

奨励する文化を広めるための火種であり、第4次産業革命をリードしていく知的財産人材育成の礎になるだろう」と述べた。

2-4 特許庁、知的財産権で「新南方政策」に本格的にエンジンをかける

韓国特許庁 (2018. 3. 28)

- ブルネイで第1回韓国 - ASEAN 特許庁長会談を開催 -

韓国 - ASEAN 特許庁長会談の創設と知的財産権に関する協力覚書 (Memorandum of Cooperation) の締結により、韓国と ASEAN 間の知財権協力が一段と強化される。

3月27日、ブルネイで開催された第1回韓国 - ASEAN 特許庁長会談に出席した韓国特許庁長は、ASEAN10 カ国から出席した各国の代表団と知的財産権の協力策について議論し、知財権分野で韓国 - ASEAN 協力のビジョンと目標を盛り込んだ協力覚書に署名した。

韓国と ASEAN は、知財権分野で初めて協力覚書を締結した。覚書の主な内容は、双方が知的財産権の創出、保護、活用および商業化に関する協力を強化することである。庁長会談で双方は ASEAN 向けの知財権教育課程の開発、教育プログラムの提供、知財権の商業化に関する韓国のノウハウ伝授など、具体的な協力分野について合意した。また、中長期的に ASEAN の知財権開発を支援するために、「韓国 - ASEAN 発明センター」を現地に建設、運用する方策についても議論することにした。

さらに、双方は韓国 - ASEAN 庁長会談などをはじめとする定期的な協議体を作ることと、毎年、知財権における業務協力計画を共同作成することで合意し、知財権分野における韓国 - ASEAN の協力が公式的で安定した体系の中で行われるようになった。

特許庁長は「ASEAN は中国に次ぐ第2の貿易パートナーであり、K-ブランドの人気の徐々に広がる地域であるため、知財権分野における協力が欠かせない」とし、「今回の会談と協力覚書の締結は、韓国と ASEAN の共同繁栄に向けた知財権分野における「新南方政策」が具体化される第一歩になるだろう」と評価した。

2-5 オ・セジュン氏が新大韓弁理士会長に就任

電子新聞 (2018. 3. 29)

- 弁護士の弁理士資格の自動取得を完全廃止する -

オ・セジュン弁理士が第40大大韓弁理士会長に就任した。

大韓弁理士会は3月29日、ソウル駅三洞にある韓国科学技術会館で新任会長の就任式を開催した。

オ会長は「弁理士は知的財産分野の古い殻を破り、新しい時代を切り拓いていく主体」とし、「これからは少数の特権を無くし、さまざまな専門家がお互いの専門領域を尊重し、法律消費者のために共存する新しい時代を切り開きたい」と述べた。

オ会長は、弁護士の弁理士資格の自動取得廃止、特許侵害訴訟で弁理士の訴訟代理などの懸案を解決すると約束した。社会貢献や公益活動強化、国家知的財産の競争力強化に向けた制度改善に注力すると明らかにした。

また、最近の朝鮮半島をめぐる情勢の変化に合わせ、南北間の知的財産権交流、制度統一のための研究に努める予定である。

オ会長は、「弁理士のアイデンティティを確立することで、韓国企業の技術と特許が知的財産の専門家である弁理士により、しっかり保護され、活用されるように弁理士制度の改善に取り組んでいきたい」と訴えた。

この日、就任式には会員の弁理士、パク・ソンスク国会議員（正しい未来党）、クォン・ヒョクチュン韓国特許情報院長、ユン・ミョンヒ韓国女性発明協会会長、イ・チャンヒソウル地方弁護士会長、ヤン・ジョンヒ KB 損害保険の代表など 100 人余りが参加した。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、生理用品の特許虚偽表示 11 件を摘発

韓国特許庁（2018. 3. 26）

韓国特許庁は生理用ナプキンをはじめ、生理用品の計 666 品目（*）を対象に、特許などの知的財産権虚偽表示について集中的に調査し、その結果、計 5 つの製品から 11 件の虚偽表示を摘発したと発表した。

*韓国での製造 492 品目、輸入 142 品目、海外からの個人輸入 25 品目および工業製品 7 品目（出所：食薬処）

今回の生理用品に対する企画調査は、関係機関からの許可を得ずに生理用ナプキンが流通されるなど、生活必需品関連の安全性問題が拡大する中、生理用品の安全性に対する国民の不安を解消し、特許虚偽表示による被害を防止するために行われた。

摘発された 11 件の知的財産権虚偽表示の内訳は、出願中の知的財産権を登録に表示（1 件）、登録拒絶となった番号を表記（2 件）、消滅した知的財産権番号を表示（8 件）である。

調査後、特許庁は摘発されたメーカーを対象に、直ちに知的財産権虚偽表示の是正措置を取り、メーカーのホームページおよび製品の広報物などについては全て修正済である。

また、従来の虚偽広告の広報物を継続的に使っている販売者についても、オンラインショッピングモールの事業者に摘発内容を共有することで、掲示物の削除および製品の販売中止などを行い、是正するようにした。

特許庁は今後、生理用品以外にもベビー用品、化粧品など、国民の健康や安全に影響を与える生活必需品と歯科、漢方医院などの医療機関に対しても企画調査を実施する予定である。

特許庁産業財産保護政策課の課長は「特許を取得していないのに、まるで特許を取得したかのように虚偽広告を行い、消費者を混乱させることが生じているため、細心の注意を払う必要がある」とし、「特許虚偽表示に対する積極的調査や行政指導を行うことで、正しい特許表示の秩序を形成していきたい」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 海外商標ブローカーによる無断先取りに対応する早期警報システムの稼働を拡大する

韓国特許庁（2018. 3. 22）

- 中国以外にベトナム、タイなどの東南アジアまで順次拡大 -

韓国知識財産保護院は、海外商標ブローカーに対応する早期警報システムを運営している。ある日、衣類やアクセサリ専門の中小企業である A 社の商標が海外商標ブローカーによって先取りされ、しかも出願されていることを知り、A 社に通知した。A 社は韓流などを追い風に海外での売上高が伸び、その国に進出するために準備していた。海外進出準備段階で A 社は「K-ブランド保護コンサルティング」支援事業を申請しており、現在、該当国家に商標ブローカーを相手取って異議を申立てた。

韓国特許庁は海外商標ブローカーにより、韓国企業の商標が無断で先取りされる事態に対応するために昨年より運営してきた「早期警報システム」をさらに拡大し運営すると発表した。

早期警報モニタリングの対象国については、中国語圏に香港も含め、ベトナム・タイなど東南アジアの国々まで次第に拡大する予定である。それと同時に、既存ではハンダ商標に制限された早期警報対象の言語も中国語及び英語の商標までに拡大し、無断で先取りされる状況の把握に対する信頼性や正確性向上を図っている。

特許庁は、昨年から海外商標ブローカーに対応する「早期警報システム」を導入し、商標を登録する前に海外で韓国企業の商標が無断で先取りされているかどうかを発見し、該当企業に通知する。これにより、該当企業が優先権主張・異議申立などを利用して早期に対応できるようにしている。

早期警報システムを導入して以来、昨年中に 251 社の商標 588 件が無断で先取りされ、出願されていると通知し、中国で商標出願公告後、3 カ月以内のみ可能な「異議申立」可能な割合も 36.5%から 98.2%へと大幅に増え、企業が迅速に対応することが可能になった。

一方、2017 年末までに海外商標ブローカーにより、無断で先取りされた韓国企業の商標は 1,820 件余りに達し、その被害額も約 200 億ウォンに及ぶことが明らかになった。

特許庁の関係者は「早期警報対象の地域や言語の拡大にとどまらず、無断で先取りされた情報を迅速に取得するとともに、政府支援事業と効率的に連携することで、最終的に韓国の中小企業が受ける被害を最小限に抑えることができるように取り組みたい」と述べた。

海外で商標が無断で先取りされる被害を受けた相談申告、対応方法などについては、「国際知的財産権紛争情報ポータル (IP-NAVI)」(www.ip-navi.or.kr) の海外商標ブローカーメニューで確認できる。

その他お問い合わせについては、韓国知識財産保護院の海外協力チーム(02-3473-5896)まで。

4-2 特許庁、「2018 D2B デザインフェア」大会を発表

韓国特許庁 (2018. 3. 26)

- 特許庁、創造的デザイナーの発掘と IP 強化を支援 -

韓国特許庁と韓国貿易協会が主催する「2018 D2B (Design - to - Business) デザインフェア」の作品応募を 5 月 1 日から 6 月 8 日まで受け付ける。

今年で 13 回目を迎えるこの大会は優秀なデザインを企業に提供し、デザイン権を通じてロイヤリティを確保する差別化された公募展である。企業側が必要とするデザインを問題に出すだけでなく、審査、授賞、ライセンスまでの全ての過程に企業が参加して商品化することが特徴である。

出品部門は「企業出題部門」と「自由出品部門」に分かれ、事業性や創造性、審美性、現実性などについての検討過程を経て優秀作が選定される。

「企業出題部門」は大会に参加した企業などが課題を提示すると、デザイナーがその関連のデザインを出品する方式であり、「自由出品部門」はデザイナーが自由に考案したデザインを出品する方式である。

出品作のうち、1次審査を通過した参加者は7月に開催される「D2B サマースクール」に参加し、出品したデザインが権利として保護されるよう、知的財産制度や出願要領、企業のメンタリングなどの教育を受けることになる。

創造性と事業性に優れたデザインに対して2次審査を行い、11月16日に受賞作を発表する。授賞式は12月6日に行われる予定で、大賞1点（産業通商資源部長官賞、賞金500万ウォン）、金賞3点（特許庁長賞2、韓国貿易協会賞1、賞金300万ウォン）などを表彰する。受賞者には知的財産権のライセンス契約過程を支援し、過程に参加した企業が生産する場合、契約に基づいてロイヤルティを支払う予定である。

18歳以上の参加希望者は、誰でも個人又はチームでデザインを出品することができる。大会のホームページ（www.d2bfair.or.kr）で事前に登録した後、5月1日から6月8日までにデザインを出品すれば良い。

特許庁産業財産人材課の課長は「今回の事業を通じ、デザイン権利化に対する認識向上を図り、若いデザイナーが起業や企業の中核となるデザイナーに成長する機会になることを願っている」と述べた。

詳細については、大会のホームページ（www.d2bfair.or.kr）、又はD2Bデザインフェアの事務局（02-924-0582）までお問い合わせを。

4-3 国際デザイン出願件数でサムスン、LGが世界1、2位

韓国特許庁（2018.3.27）

- 国別ランキングでは韓国が2年連続で世界3位 -

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）が発表した「2017年ハーグシステム（*）を通じた国際デザイン出願統計」でサムスン電子とLG電子がそれぞれ1位と2位となったと発表した。

*一度の出願により、簡便に米国や日本、欧州など、複数の国でデザイン登録を受けることができる制度で、韓国は2014年7月に加盟した。

サムスン電子は762件を出願して1位となり、LG電子は668件を出願し、3位のフォンケル（Fonkel、490件）を引き離して2位となった。次いでプロクター・アンド・ギャンブル（Procter&Gamble、488件）が4位、フォルクスワーゲン（Volkswagen、369件）

が5位となった。サムスン電子は2015年の1位、2016年の2位に続き、今年も最多出願企業に上がった。LG電子は昨年初めて3位、今年2位となるなど、過去3年間、韓国企業が国際デザイン出願で首位を守っている。

国別ランキングでは、4,261件のドイツが昨年に続いて今年も1位となり、2,935件のスイスが2位となった。続いて1,742件の韓国が2年連続で3位、米国とフランスはそれぞれ1,661件と1,396件で4位と5位となり、831件の日本は7位にとどまった。

韓国が国際デザイン出願で良い成績を出している理由は、韓国の大手企業がコストや管理の面で有利なハーグシステムの利点を認識し、それを適切に活用しているためとみられる。

ハーグシステムを利用すれば、国別に出願代理人を指定せず、英語などの一つの言語で全てのデザイン登録手続を踏むことができるほか、デザイン権の権利関係の変動も一括して処理することができる。さらに国際特許出願制度であるPCTに比べると、指定国の国内段階に進入する際、出願料を追加で納付する必要がなく、国際商標出願制度であるマドリッド制度とも異なり、基礎出願(*)をせずに国内段階と国際段階を同時に進めることができるため、手続きが簡単である。

*基礎出願：国際出願の基礎となる商標登録出願（商標登録）を意味する。出願人が国際出願をするためには必ず自国の特許庁への商標出願又は登録が必要である。

ハーグシステムは、これまで新規性など登録要件の審査がない欧州の国を中心に運営されてきたが、2014年7月に韓国が加盟した後、2015年に米国と日本が加盟し、制度の利用が大幅に増加し、2014年以前と比較して昨年まで31.5%の伸びを見せた。

特許庁デザイン審査政策課の課長は「海外市場を先取りするためには、進出を図る市場でのデザイン権確保が重要だ」とし、「特許庁では、より多くの企業がハーグシステムを利用してデザイン権のコストや管理の面で支援を受けられるように、地域センターと連携した地域別の広報、ハーグ国際カンファレンスの開催などを推進する計画」と述べた。

4-4 共同防護標章で韓国の正規ブランドに関する識別力を強化

韓国特許庁 (2018. 3. 28)

- 韓国知識財産保護院と韓国フランチャイズ産業協会、共同防護標章の使用に関する業務協力を締結 -

韓国のフランチャイズA社は海外進出を準備しているところ、現地の商標ブローカーが自社の商標を無断で先取りしたことを後から知った。現在、無断で登録された商標の無

効審判を推進しているが、現地での共同投資企業の募集など、後続計画の実行は中止となっている。

韓国の有名フランチャイズB社は、中国現地で看板、従業員の服装、インテリアなどを丸ごとコピーして営業する、いわゆる「偽物メーカー」によって売上高が減少し、現地消費者の誤認・混同によるブランドイメージが低下するなどの被害を受けている。

韓国特許庁は、海外商標ブローカーが先取りした商標の代用および韓国の正規ブランドとしての認証標識のために開発した「共同防護標章」を、海外進出企業が自由に利用できるように支援すると発表した。

そのために、まず、共同防護標章の権利者である韓国知識財産保護院と韓国フランチャイズ産業協会が今月、共同防護標章の使用に関する業務協約を締結しており、該当フランチャイズの加盟会社を対象に、商標使用权を無償で実施するようにした。

昨年末、試験的に韓国料理専門店であるG社が、中国の上海現地で共同防護標章を使った懸板式（看板セレモニー）を行った。現在までに10社以上のメーカーが商標の使用申請をしたことが明らかになり、今後も増え続ける見通しである。

海外の現地人による韓国フランチャイズに類似するフランチャイズの乱立や、商標ブローカーによる商標の無断先取り、模倣品の製造や流通などは、韓国企業のイメージと海外に進出するブランドの競争力を損なう要因となっている。

海外における商標権紛争の解決には長い時間がかかるため、共同防護標章を使用する場合、既に投資している企業は自社の商標を取り戻すまで同商標を使用することができる。特に、個々のブランドと一緒に使用する認証標識としての機能も備えるため、韓国の正規ブランドとしての識別力も高めることができるというメリットがある。

特許庁の関係者は、「海外の現地人による類似ブランドや商標ブローカーが無断で先取りした商標による被害が頻繁に生じる業種については、継続的に共同防護標章の活用を支援したい」とし、「以前に被害を受けた企業に対しては法的措置などを支援することで支援事業の実効性を高めていきたい」と述べた。

共同防護標章の使用に関するお問い合わせは、韓国フランチャイズ産業協会（02-3471-8135～8）、又は韓国知識財産保護院（02-2183-5848）まで。

- 最近3年間、レジャー商品に関する商標出願が8.5%増加 -

最近、「ワークライフバランス」ブームに乗って余暇生活を楽しむためのレジャー活動商品関連の商標出願が増加していることが分かった。背景には、仕事と生活のバランスを追求して余暇を重視する「ワークライフバランス」ブームや、国政運営基調である国民生活の質の改善など、最近の社会的な雰囲気があるとみられる。

韓国特許庁によると、最近3年間(2015年~2017年)出願されたレジャー商品(*)の商標件数は、計7万5,369件と、2015年の2万4,757件から2017年には2万6,856件と8.5%増加した。これは同期間の商標全体の出願増減率のマイナス2.3%に比べて4倍を超える伸びである。

*レジャー衣類、登山用品、スポーツ用品、娯楽/ゲーム/プレイ用品、釣り用品、ゴルフ用品

同期間の出願比率を商品別に見ると、レジャー衣類が50.1%と最も高く、登山用品13.9%、スポーツ用品12.7%、娯楽/ゲーム/プレイ用品11.6%、釣り用品6.1%、ゴルフ用品5.6%の順であった。

出願人を類型別に見ると、個人の出願比率が54.6%と最も高く、中小企業28.6%、中堅企業8.0%、大企業5.6%と、個人と中小企業による出願比率が高くなっている。

これは、個人事業者や小規模の中小企業が多様で専門的なレジャー商品の需要に対して迅速かつ柔軟に対応することが相対的に有利なためであろう。

特に、2017年のレジャー商品別の出願を前年と比較すると、ゴルフ用品の出願が前年比46.6%と、最も高い伸びを示した。これは、昨年LPGAツアーで計15勝を挙げ、世界最強を誇る韓国女子ゴルフの実力に相応しい結果だと言える。

2015年に韓国ギャラップが行った調査によると、韓国人が最も好きな趣味は登山であることが分かった。登山関連用品の出願件数は前年比19.6%増加し、レジャー衣類は11.3%増加した。特に、レジャー衣類の出願が増加した背景には、レジャー活動と日常生活とで利用可能なレジャー衣類の利便性や機能性が浮上したことや、スポーツ衣類や関連繊維製品の製造業が成長(*)したことなどがある。

*メーカー数(社):2014(1,701)→2016(1,932)、売上高(十億ウォン):2014(4,164)→2016(4,428)

スポーツ用品関連の出願は前年比 9.0%増加しており、健康に対する関心の高まりや、スポーツ用品業界の成長（*）、今年韓国で開催された大型スポーツイベント（平昌冬季オリンピック、パラリンピック）などが影響を及ぼしたとみられる。

*メーカー数(社)：2014(32,948)→2016(35,859)、売上高(十億ウォン)：2014(31,376)→2016(33,547)

屋内レジャー活動の娯楽/ゲーム/プレイ用品関連の出願は前年比 7.3%の伸びとなった。釣り人口 700 万人（海洋水産部の推計）の時代を迎え、バラエティ番組でも主なコンテンツに登場する釣り関連商品の出願は 5.8%増加した。

特許庁商標デザイン審査局の局長は「仕事と生活のバランス、生活の質の向上が韓国社会で話題になっており、最近、労働時間短縮法案が成立したため、今後もプライベートや生活の質を重視する方向へと変わるだろう」とし、「このような雰囲気に合わせて、消費者の目を引く商標権を先取りすることで、競争力を確保しておくことが重要である」と述べた。

その他一般

5-1 次世代ディスプレイ、マイクロ LED

韓国特許庁（2018. 3. 19）

- マイクロ LED の技術に関する特許出願が急増 -

今年 1 月、世界最大の家電・IT 製品展示会の一つである CES（International Consumer Electronics Show）2018 で世界の注目を集めたマイクロ LED ディスプレイが特許出願でも注目を受けている。

韓国特許庁は、マイクロ LED 技術に関する特許出願が、最近になって急増していると明らかにした。

マイクロ LED は、チップサイズが 5~100 μ m の超小型発光ダイオードであり、LED を超小型に実装することで、従来のバックライトの用途とは異なって LED チップ自体を画素（ピクセル）として活用することができるため、その適用範囲が大きく拡大するとみられる。

マイクロ LED の技術に関する特許出願件数は、2012 年には 19 件に過ぎなかったが、2015 年には約 3 倍増の 62 件となり、2017 年には 2015 年比、倍増したことが分かった。

マイクロ LED は、LED チップ自体を画素（ピクセル）として活用できるため、フレキシブルやローラブル画面の実装に適しており、色再現性と電力消費量および応答速度という面で有機 EL よりはるかに優れているため、マイクロ LED の技術に関する特許出願件数の増加傾向は今後も続くと見込まれる。

最近 10 年間のマイクロ LED 技術に関する出願人の出願動向を見ると、韓国の大企業が 33.2%（119 件）、外国企業が 32.4%（116 件）を占めており、次いで中小企業が 16.2%（58 件）、大学および研究機関が 15.4%（55 件）、個人が 2.8%（10 件）を占めていることが分かった。

注目すべきは、出願件数で韓国の大企業が外国企業を圧倒していた有機 EL 技術とは異なり、マイクロ LED 関連出願では外国企業の出願件数と韓国の大企業の出願件数がほぼ同じということである。これは、外国企業が次世代ディスプレイ市場で主導権を確保するために、マイクロ LED の技術開発に積極的に取り組んでいるためとみられる。

特許庁ディスプレイ機器審査チームのチーム長は「マイクロ LED ディ스플레이は、次世代ディスプレイ技術として今後、関連産業の発展および雇用創出に寄与するだろう」とし、「韓国企業がマイクロ LED ディ스플레이技術を先取りするとともに、市場競争力を備えるために、中核技術に対する特許権を優先的に獲得し、その分野での優位性を確保していくことが何よりも重要である」と強調した。

特許庁はディスプレイ技術分野の特許競争力を強化するために、産業界と特許庁間の疎通と協力の一環として「IP Together」というイベントを定期的を開催しており、「特許法説明会」などを通じて関連情報を継続的に提供していく予定である。

5-2 ブロックチェーン、中核・標準特許の確保が急務

韓国特許庁（2018. 3. 21）

最近、ビットコインなど暗号通貨に対する関心が高まり、その技術的基盤であるブロックチェーンに関する特許出願件数も世界で爆発的に増加していることが明らかになった。

韓国特許庁によると、調査時点（2018 年 1 月末基準）まで知的財産の先進 5 カ国（IP5、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパ）に提出され、公開されたブロックチェーンに関する世界の特許出願件数は、1,248 件であった。

特許出願量は多くないが、2009 年にブロックチェーンが初めて実装されて以来、2013 年の 27 件から毎年 2~3 倍増加（*）し、2015 年には 258 件、2016 年には 594 件（未公開出願は除く（**））に達することが分かった。

*（年度別の出願件数）2013（27 件）、2014（98 件）、2015（258 件）、2016（594 件）

**調査時点当時、2016年8月以降の特許出願は公開開始期間（特許出願後1年6月から公開）が過ぎていないため、未公開出願が多数存在

出願人を国籍別に見ると、累積件数では米国が1位となっているが、2016年以来、中国が年間特許出願件数で米国を抜いて1位となった。近い将来、累積件数でも中国が1位を占める見通しである。

G2（米国、中国）に偏っている現象も激しく、米国と中国が全体の特許出願のほとんど（78%）を占めており、3、4位となった韓国と日本のシェアはそれぞれ8%、3%に過ぎなかった。

一方、特許出願の質的水準を示す間接指標である海外出願の比率では、米国が中国を大きく引き離して首位を守った。

*（全出願のうち、海外出願のある割合）米国（44.98%）、中国（2.97%）、韓国（23.23%）、日本（16.67%）

主体別では、全世界のブロックチェーンに関する特許出願の81%を企業が主導しており、米国では銀行などの金融企業による特許出願も活発である。

*金融企業が出願人である割合：米国16.3%、中国5.5%

韓国では大企業よりベンチャー企業などの中小企業の割合（66.7%）がはるかに高いという特徴を見せ、今のところ金融企業による特許出願はないことが分かった。（2018年1月末時点で公開された特許出願）

*（ブロックチェーン分野における韓国人の出願比率）中小企業（66.7%）、個人（19.2%）、大企業（6.1%）、大学（6.1%）、中堅企業（2.0%）

*（全技術分野における韓国人の出願比率、2017年）中小企業（22.5%）、個人（19.9%）、大企業（16.3%）、大学（8.5%）、中堅企業（5.1%）、公共機関（4.7%）

主な出願人を見ると、米国のBOA（Bank of America）が1位となり、Bubiネットワークなど中国のフィンテック企業4社がTop 10に名を連ねた。韓国の暗号通貨関連企業であるコインプラグは2位となった。

*（全世界の主要出願人）BOA（45件）、コインプラグ（44件）、IBM（24件）、Bubiネットワーク（20件）、マスターカード（19件）

ブロックチェーンの基本概念は既にOpen Sourceとして公開されているため、誰も特許を取得することができない自由技術である。したがって、特許出願は主にセキュリティ、運用、活用などの周辺技術を中心に行われている。

特に、ブロックチェーンが暗号通貨から物流・医療・公共サービスなどへと活用範囲が徐々に拡大し、特許出願もその活用分野を中心に増加するとみられる。

* (暗号通貨分野) (2014年、32件) → (2015年、46件) → (2016年、60件)
(暗号通貨を除く活用分野) (2014年、0件) → (2015年には、19件) →
(2016年、75件)

韓国では暗号通貨の取引分野の比重が相対的に高いため(*)、米国や中国のようにブロックチェーンベースのサービス分野(スマート契約(**)など)へとR&D投資を転換する必要があるだろう。

* (サービス分野/暗号通貨) 米国 (31件/ 58件)、中国 (41件/ 78件)、
韓国 (4件/ 24件)

**既に定まった任意の規則(条件)に基づき、自動的に処理される方法の契約

ブロックチェーンは最近になって浮上した技術であるため、標準特許は皆無であり、国際議論もまだ初期段階である。

2017年から国際標準化機構(ISO、ITU)で関連議論が始まり、現在はセキュリティ、医療情報管理、デジタル通貨など、ブロックチェーン全般にわたって議論が行われており、韓国もETRI、KAISTなどが主なメンバーとして参加している。

特許庁産業財産政策局の局長は「ブロックチェーン分野は現在、技術開発の初期であるため、今が中核・標準特許を先に取得する適期だろう」とし、「R&D関連部処との協業により、中核・標準特許を確保することができるよう、特許ビッグデータ分析を通じたR&D戦略策定など、特許戦略コンサルティング事業を積極的に支援したい」と述べた。

5-3 PM2.5がもたらしたマスク全盛時代

韓国特許庁 (2018. 3. 27)

- 使い捨てから脱し、フィルター交換型、スマート型など、防塵マスク関連の特許出願が活発 -

韓国特許庁によると、最近5年間(2013年~2017年)のマスクに関する年平均出願件数は、その前の5年間(2008年~2012年)の80件に比べ、41%以上増の113件となっている。

年度別の特許出願の推移を見ると、2009年に99件とピークを迎えた後、減少傾向に転じたが、2015~2017年に特許出願が100件以上と急増した。

これは、PM2.5の1級発がん物質指定（WHO、2013年）、中東呼吸器症候群（MERS、2015年）など、PM2.5の有害性に対する認識の向上や呼吸器疾患の流行により、マスクに対する関心と需要が高まったためとみられる。

最近10年間の出願人別の動向を見ると、個人60%、企業37%、大学およびその他3%と、個人による出願の割合が高いことが分かった。一般の人がマスクをつけながら思い出した、生活の中のアイデアを出願するケースが多いためだろう。

マスクは機能面で、①PM2.5、粉塵、感染性ウイルスなどを遮断する防塵マスク、②有害物質を除去する防毒マスク（又はガスマスク）、③寒さを防ぐ防寒マスクに分かれ、各機能を兼用することもある。最近5年間（2013年～2017年）の分野別の特許出願を見ると、防塵マスクは全体の出願の3分の2に相当する66%、防毒マスクは20%、防寒マスクは14%を占めている。

多数を占める防塵マスクの場合、交換式フィルター、ファンモーターなどの空気清浄機の技術を取り入れたマスク50件、空気の汚染度を常時確認できるスマートマスクなど、モノのインターネットと結合したマスク38件が出願されるなど、最新の技術を適用して高級化している。

一方、ペット用マスクや子供用フィルター交換式マスクなど、特定の消費層をターゲットにしたマスクも特許出願され、製品として発売されている。これは、個人の幸せを重視する傾向、1～3人家族の増加など、コト消費の拡散や家具の小型化に伴う消費市場の変化が反映されたとみられる。

特許庁住宅基盤審査課の課長は「大気汚染が画期的に改善されない限り、当面、韓国をはじめ、中国などの海外マスク市場も持続的に成長するだろう」とし、「機能やデザインを重視する現代人のニーズに合わせて技術を開発し、特許権を確保すれば、国内外の市場を先取りするとともに雇用創出に寄与すると見込まれる」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム